

# 民間事業者でのISO55001適用の根拠とイメージ

---

## 民間事業者 ISO55001適用根拠その1 契約期間

- ISO55001では明確な記述は無いが、ISO55002に民間事業者を明確に想定する次ぎの記述があるため、ISO5500Xシリーズでは民間事業者へのISO55001認証は当然の前提と考えられている。
- 地方公共団体のようなアセットオーナーであればサービスは永続的な義務であり、市民との契約期間という概念は無い。しかし、ISO55002には**契約期間概念がある**。この記述は民間事業者の認証取得を明確に想定している。
  - 4.3AMSの範囲の決定d)項
    - 組織の責任期間(例えば、契約期間)、それはアセットの運用または使用を超えた残余の債務(例えば、アセットの使用期間を超えるリスクについて説明責任が残る。土壤汚染など)を含むべき
  - 6.2.2第4文節
    - アセットマネジメント計画は適切な時間軸で開発するべきである。
    - 時間軸は組織のニーズに合致し、組織の責任期間とアセットの寿命を考慮すべきである。
  - 6.2.2 13P 第2文節
    - アセットマネジメント計画は組織の責任期間のリスクを考慮するべきである。
    - 責任期間には、アセットの運用または使用期間を超える残余のどのような債務も含む。

- ISO55002には委託者と被委託者の双方にAMSが要求される記述がある。包括委託の範囲が広く、レベルが高いようなアウトソーシングのレベルで想定されている。この記述も民間事業者の認証取得を明確に想定している。
  - 8.3アウトソーシング P21 第2文節：
    - アウトソーシングの程度によっては、外部のサービス供給者が自身のAMSを構築し、
    - 組織(発注者)のAMS目標に整合させることが要求される場合もある。

# 民間事業者と地方公共団体のAMSの関係

- AMS 認証範囲 「水ing(株)委託事業部門及びC浄化センター」 (緑色部分)
- 松永浄化センターだけではなく、本社の管理技術部門も範囲に含めることにより、AM共通管理運営基準を使った福山市以外の自治体案件への適用拡大が容易に可能となる
- 松永浄化センターが契約切れになっても、複数の他案件での認証をローテーションすることにより、組織全体の認証が維持できる

